

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成25年度 諸外国におけるCBTCの基準等に関する調査	支出負担行為担当官 平垣内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年10月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国立市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 CBTC(Communication-Based Train Control System)は、無線を利用した列車制御システムであり、無線で列車検知を行うだけでなく、列車の速度制御や運行管理システムまでを含む総合的なシステムである。このため、設備の簡素化や単線並列運転機能が可能である等のメリットがあり、世界各国で導入されているが、日本国内での導入実績はない。 近年、国内の鉄道事業者においても、技術革新や業務革新を目的として、従来の発想にとらわれない新たな輸送システムとして、CBTCの導入を検討していることが発表されたことから、安全性を担保するため国内における本システムの基準等について検討が必要となっている。 このような情勢から諸外国におけるCBTCの詳細な技術上の基準等を調査し、国内における本システムの基準のあり方を検討するための基礎となる情報を整理することを本調査の目的としている。 これらの調査の実施については、無線の技術だけでなく、運行管理システムを含む総合的な鉄道の技術に関する豊富な知見が必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,995,994	11,991,000	100.0%	—	公財	国所管	1者	—
河川を軸にした生態系ネットワーク形成に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 森北 佳昭 千代田区霞が関2-1-3	平成25年10月15日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、各水系の特徴を十分に踏まえ、生態系ネットワーク形成を進める上で流域自治体等の取組における現実的な課題等を幅広く抽出し、具体的な改善方策を検討するとともに、事業効果の表現手法における各水系の定量的評価に加え、全国的な視点による定量的評価についても幅広く検討するための専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。	10,531,500	10,500,000	99.7%	—	公財	国所管	2者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
幹線道路における自動車排出ガスと健康影響との関連性に関する調査業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年10月21日	財団法人道路環境・道路空間研究所	本業務は、国内外の幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症等との関連性を対象とする最新の疫学的知見を調査・整理するとともに、国賠法等における法的な因果関係を検討するに当たっての諸課題等を調査検討し、今後、想定される道路環境に関する争訟に迅速かつ的確に対応しようとするものである。 本業務を遂行する者は、我が国の道路環境訴訟の経緯等について精通し、また、国内外における自動車排出ガスの曝露とぜん息発症等健康影響に関する国内外の疫学的知見を調査・整理するとともに、この調査・整理結果を踏まえ、最新の科学的知見が自動車排出ガスの曝露とぜん息発症等健康影響との国賠法等における法的な因果関係を検討するに当たっての諸課題をとりまとめることが可能な能力を有していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の調査・検討方法について、広く提案を求めて、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 提案書の提出は1者のみであったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、財団法人 道路環境・道路空間研究所が本業務を的確に遂行する高度な能力が十分にあるとの審査結果となったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	10,048,500	9,985,500	99.4%	2	特財	国所管	1者	—
平成25年度受入環境整備サポーター派遣事業「中国地方」における受入環境整備サポーター派遣に関する調査」	支出負担行為担当官 中国運輸局長 小橋 雅明 中国運輸局 広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月21日	公益社団法人中国地方総合研究センター 広島市中区小町4-33	企画競争による契約先選定のため、企画書の募集を行い、提案のあった企画書について選定委員会による審査により最適であると判断されたため、会計法第29条の3第4項の規定により上記のものと随意契約を行ったものである。	4,528,919	2,499,000	55.2%	—	公社	国所管	1者	—
既存施設を活用した高度処理の推進に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 森北 佳昭 千代田区霞が関2-1-3	平成25年10月30日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、下水処理場から排出される化学物質に関する幅広い知見を有するとともに、高度処理に関する高い専門性に基づく検討が必要不可欠であるため、企画競争する必要があった。	11,980,500	11,970,000	99.9%	—	公財	国所管	3者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成25年度 トンネルの設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 平垣内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国立市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 近年、都市空間をより有効に利用するために、地下による新線建設及び営業線直近における線路の地下化などトンネル構造による大規模改良が都心部において多く実施されており、安全性はもとより経済性に優れた設計手法が求められている。</p> <p>現行の各種工法によるトンネルの設計標準は何れも制定してから十数年経過しており、その間、各種技術開発によりトンネル技術は飛躍的に進展している。</p> <p>また、コンクリート構造物等の他の構造物の設計は目的や機能に応じ構造物が要求される性能を設定し、その性能を満足させるように設計を行う性能照査型設計法に移行されており、トンネルについても、より合理的で安全性の高い設計を可能とするためにも、性能照査型設計法を確立する必要があることから、本調査研究を行うものである。</p> <p>各種工法によるトンネルの性能照査型設計法の検討にあたり、本年度は、維持管理を踏まえたトンネルの性能照査型設計法の基本的な枠組みを提案するとともに、開削トンネルの設計に関する個別の課題について整理し、具体的な対応を提案する。</p> <p>これらの提案にあたっては、各種工法におけるトンネルの施工状況並びに供用後の変状等について既存のトンネルの多くのデータを分析し、評価方法を検討する必要がある。</p> <p>本業務の実施にあたっては、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道トンネルの工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	30,034,152	29,925,000	99.6%	—	公財	国所管	1者	—
平成25年度 鉄道構造物(鋼橋りょう)の戦略的な維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 平垣内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月5日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国立市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 我が国の鉄道は、明治5年に新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。今後、これら鉄道構造物の安全性を確保するために、経済的かつ効果的に最適な維持管理手法の確立が望まれているところである。</p> <p>鋼橋りょうは全国で4万連以上あり、そのうち半数程度は経年70年と言われている。</p> <p>鉄道構造物の維持管理にあたっては、その部材の特性を熟知した「診断」及び「評価」を行い、構造物の状態を把握するとともに、それに基づく適切な対策を講じることが重要となる。また、その精度の向上がより経済的及び効果的な維持管理に結びつくものであると考える。</p> <p>本業務は、鋼橋りょうの構造に応じた列車の運行に大きな影響を及ぼす変状の把握方法から対策の選定までの体系、鋼橋りょうの耐震診断方法とその補強技術に係る体系等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きを取りまとめることを目的とする。</p> <p>本業務を実施するうえで、構造に応じた変状及び地震時に多くの損傷が予測される部位を選定するための鋼橋りょうの変状事例や補強方法等について多くのデータの集積能力とその解析等の必要な調査研究を行うことができ、かつ鉄道の維持管理の特殊性などを理解した上で手引きの検討が可能な知見を有することが求められる。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	24,128,115	23,940,000	99.2%	—	公財	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
我が国鉄道技術の国際標準化を推進するための諸外国との連携方策の検討	支出負担行為担当官 平垣内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月7日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国立市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>現在、世界各国において地球環境問題対応等の観点からCO2排出量の少なく省エネルギー性に優れた効率的な輸送機関として鉄道が注目されており、各国で鉄道プロジェクトが積極的に検討・推進されている。</p> <p>国土交通省では、我が国の鉄道システムを海外展開すべく活動を行っており、トップセールスの展開、官民連携による案件形成・コンソーシアム形成の支援、日本の鉄道技術の国際標準化の推進等を実施している。</p> <p>国際標準化の推進にあたっては、各国の標準化活動推進に影響を持つ標準化関係諸団体、キーパーソン等との連携が重要であり、連携関係を構築、維持するためには長期的な方策に沿った活動が必要である。</p> <p>本業務では、国際標準化に係る各国の標準化関係諸団体、キーパーソン等との連携方策の検討や実行計画の策定を行うとともに、本年度の計画を実施する。</p> <p>本業務の遂行に当たっては、連携する標準化関係諸団体、キーパーソンごとに国際標準化に対する取り組み状況が異なるため、それぞれの国際標準化の取り組み状況に応じた方策の検討や実行計画の策定を行う必要がある。しかしながら、連携先候補は多岐にわたり、効率的かつ効果的に業務を進めるためには、国際標準化の取り組み状況に関する幅広い知見が不可欠である。さらに、実行可能な実行計画を策定するためには、それぞれの連携先に応じた様々な人的・組織的ネットワークの活用等が必要である。したがって、検討及び連携先との調整を行う能力を有する者から、連携先候補とその選定理由等について国際標準化に関する専門的な知見による提案を受けることにより、最も優れた提案内容を選択する必要がある。</p> <p>以上より、本業務を確実に遂行する者を選定するためには、質が高く、優れた提案及び資質の有無について審査・検討する過程が不可欠であるため、これらの評価を取扱要領に基づき企画競争を実施した。</p> <p>その結果、当該社は高い評価を受けて選定され、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	3,973,274	3,969,000	99.9%	—	公財	国所管	1者	—
平成25年度 鉄道車両内磁界の評価に関する調査研究	支出負担行為担当官 平垣内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月13日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国立市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>近年、電磁環境について社会的な関心が高まっているが、最新の知見を取り入れた国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインの改訂が行われ、鉄道においても電磁界の規制のあり方が議論されているところである。</p> <p>本調査研究は、ICNIRPガイドラインの考え方に基づき、鉄道車両内の磁界分布の推定手法について実用的なプログラムを作成するとともに、磁界の曝露による人体内の誘導量について任意の姿勢を含む車内の磁界測定評価用体内誘導電界プログラムを作成することを目的とする。</p> <p>本業務の実施にあたっては、鉄道技術及び電磁界全般に関して豊富な知見を有するだけでなく、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道特有の磁界等に関する国際規格や電磁界による人体への影響の評価手法について精通している必要がある。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	7,998,413	7,990,500	99.9%	—	公財	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
下水道における新技術動向把握調査業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 森北 佳昭 千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月20日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 業務の実施に当たっては、民間企業が持つ技術シーズの特性、及び、自治体がつつ問題やニーズを理解し、今後の下水道における重点分野を設定するとともに、詳細検討から早期実用化技術について提言するため、現在の我が国の下水道事業に関する専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であり、企画競争する必要があった。	4,987,500	4,830,000	96.8%	—	公財	国所管	1者	—
グローバル経済における今後の港湾施策の立案に向けた基礎検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 国土交通省港湾局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月25日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項(企画競争) 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	40,855,455	40,845,000	100.0%	1	公社	国所管	1者	—
河川利用に係る各種情報を活用した水辺整備基礎資料作成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 森北 佳昭 千代田区霞が関2-1-3	平成25年11月25日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、各要素間の相関性とその相違点の把握等により課題を抽出・分析し、その改善策について検討するために専門的な技術が求められることから、企画競争する必要があった。	10,143,000	9,975,000	98.3%	—	公財	国所管	5者	—
平成25年度マンション総合調査	支出負担行為担当官 住宅局長 井上 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年12月4日	公益財団法人マンション管理センター 東京都千代田区一ツ橋2-5-5	・会計法第29条の3第4項 ・予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・分譲マンションは、近年では毎年約10万戸前後が供給され、その累計は平成24年末で約590万戸、国民の1割以上の約1,450万人が居住していると推計され、重要な居住形態として定着するに至っている。平成13年8月に施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律149号)において、「国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、マンションの適正な維持管理を推進するために、マンションに関する情報の収集、分析、提供が極めて重要である。 本業務は、マンションの管理に関し、これまでに講じられてきた施策の効果の検証、必要となる施策の提示を行うための基礎資料を得ることを目的として行うものであり、マンションの管理に関する広範囲の高度な知識と豊かな経験等が必要とされるため、「企画競争の実施について(通知)(国管会第936号平成18年11月16日)」に基づき、企画競争を実施し、平成25年9月9日から平成25年9月24日まで、企画提案書の提出を求めた。 その結果、提出期限までに1者から企画提案書の提出があり、当該企画提案書について、評価者3名により評価を行ったところ、 ・予定配置技術者の実績内容等について、特に支障がない ・実施方針・実施フロー・調査工程計画については、業務理解度が優れている点、企画提案については、的確性、実現性、専門性の全ての項目において優れた提案である。 と認められた。以上の点から、本業務の実施にあたって優れた成果が期待できると判断され、平成25年11月27日の企画競争委員会による審議の結果、公益財団法人マンション管理センターの企画提案書が特定された。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益財団法人マンション管理センターと随意契約するものである。	15,960,000	12,375,900	77.5%	2	公財	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
道路附属物の点検結果情報のデータ蓄積等に関する検討業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年12月18日	財団法人道路環境・道路空間研究所	本業務は、道路附属物(道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置等)の基準類の見直しや技術開発に取り組むために必要な維持管理に関するデータ項目の検討、及びデータの整理・蓄積方法の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、今後の維持管理の充実等を図るため、道路附属物(道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置等)の点検結果の活用方策について、国、道路管理者、研究機関等の各レベルを踏まえた検討など、高度な知識が求められることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、道路局企画競争実施委員会及び道路局企画競争有識者委員会を実施した。企画提案書を提出したのは財団法人道路環境・道路空間研究所を含め3社あったが、配置予定技術者の業務執行能力、業務の実施方針及び手法、特定テーマに対する技術提案において評価が高く、総合的に評価の高かった財団法人道路環境・道路空間研究所が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人道路環境・道路空間研究所を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,992,500	2,992,500	100.0%	2	特財	国所管	3者	—

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。